

# 「わがまち再発見！」

シリーズ 文化財の紹介

対馬市教育委員会 文化財課  
0920(54)2341

## かがり松鼻遺跡出土品

昭和62年10月12日から20日まで、対馬市美津島町久須保にある「かがり松鼻遺跡」の発掘調査を実施しました。この遺跡は万間橋の東、久須保浦に突き出た岬の先端に位置します。強い北風と波浪のため崩壊し消滅する恐れがあったため、調査することになりました。半壊した石棺1基の調査だったのですが、変形細型銅剣、把頭飾、ガラス玉、土器片などの副葬品が確認されました。調査の結果、弥生時代後期前半（2世紀）の遺跡であることが判りました。

### 石棺

松の根の浸食等により原形を大きく損なわれていました。規模は約150cm×40cm(内径)で、石は近辺にたくさんある泥岩、砂岩の板状石が使われていました。内部からガラス玉(1200個)、変形細型銅剣1、把頭飾1、土器片数十個の副葬品が確認されました。

### 把頭飾

程度あつたと思われまふ。銅の質は余り良くありません。

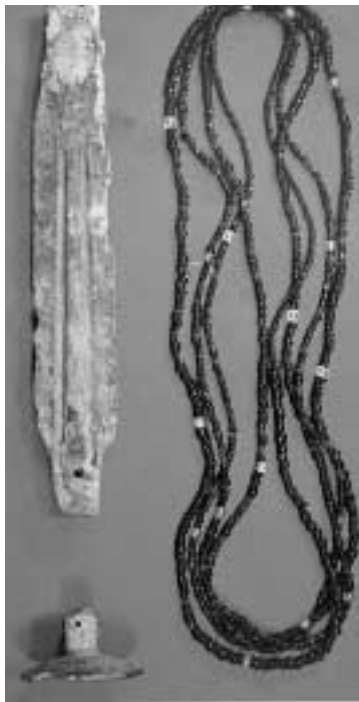
直径5cm、高さ2.65cm、重さ50gあり、剣を挟んで装着するため2個の突起と2.4mmの孔があります。内側には流雲形花紋が施されています。

### ガラス玉

約1200個のガラス玉が石棺内部より確認されました。色は青、紺、緑、白色の4種に分けられます。すべて繋ぐと252cmの長さになり、二重三重にして被葬者にかかられていたと思われまふ(写真参照)。

土器片などの副葬品が確認されるなど、大きな成果がありました。調査の結果、弥生時代後期前半(2世紀)の遺跡であることが判りました。

変形細型銅剣  
長さ22cm、最大幅35mm、最大厚7mmあり、推定では長さ27cm



把頭飾・変形細型銅剣 ガラス玉

土器片  
弥生土器・土師器・須恵器が数十点確認されました。石棺内部からは弥生土器数点のみで、あとは周辺から出土しました。

## みんなで取りくむ ごみダイエット

「今年の夏は暑かった。ペットボトルのお茶や、缶入りのジュースを一日に何本も飲んだ。」こんな方が多いといいます。

右の写真は、ある家庭で夏休み中に出たペットボトル、缶などです。外で飲んだりすることもあるので、実際はもう少し多いのかもしれませんが。

最近では、便利なペットボトルが缶より多いようです。

ペットボトルは、軽くて丈夫、キャップがあつて途中で飲み残しができる便利な容器です。

対馬市でも資源ごみとして回収しリサイクルしていますが、キャップ、ラベルは燃えるごみになってしまいます。また、リサイクルの過程(運搬、処理など)においても、燃料、電気、水などのエネルギーを使います。

みなさん一人ひとりの協力で、「対馬のごみ」だけでなく「ごみ処理にかかる経費」のダイエットに心がけましょ。

## 環境衛生課 コーナー



一人でも簡単にできるごみダイエットを紹介します。

出勤にはマイ箸、マイカップに水筒を！  
買い物のマイバッグはあたりまえ！  
なまごみを捨てる時は十分な水切りを！

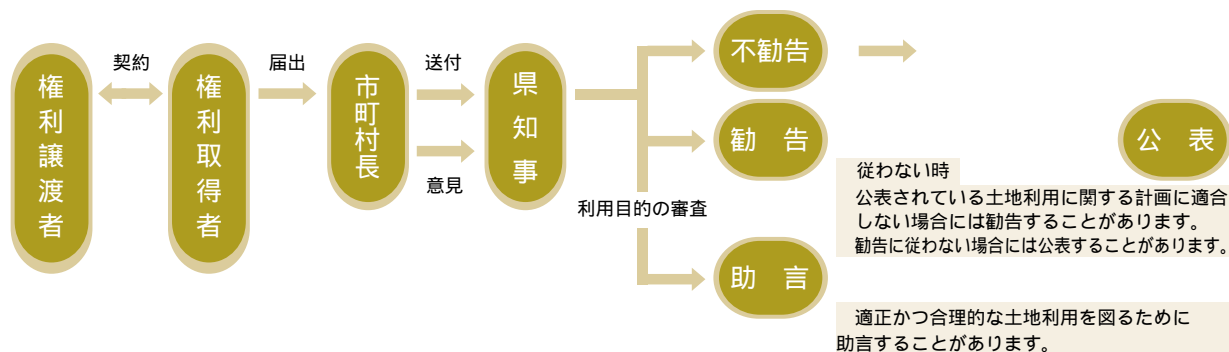
環境衛生課 0920(53)6111

# 10月は「土地月間」 国土利用計画法の届出制度とは

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

## 事後届出制の手続きの流れ

大規模な土地販売などの契約（予約を含む。）をしたときは、買主は、知事あての届出書に必要な書類を添付して、**契約を結んだ日から2週間以内に土地の所在する市町村役場へ届け出て下さい。**  
届出を受けた知事は、利用目的について審査を行い、利用目的が公表された土地利用に関する計画に適合しない場合、3週間以内に、利用目的の変更を勧告し、その是正を求めることがあります。



## 届出の手續

- Q 大規模な土地とは？
- |   |                   |                       |                       |
|---|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| A | 市街化区域<br>2,000㎡以上 | 以外の都市計画区域<br>5,000㎡以上 | 都市計画区域以外<br>10,000㎡以上 |
|---|-------------------|-----------------------|-----------------------|
- Q どんな取引が該当？
- Q 届出は誰が？
- Q いつ迄に届出？
- Q 提出する書類は？
- Q どこに提出？
- Q 問い合わせは？

## 裁判員制度 Q & A [ 8 ]

平成21年5月21日から  
はじまる裁判員制度に  
ついて解説します。  
あなたも裁判員に選ば  
れるかも！



- 裁判員になったら、どんなことをするのですか。
- A 主に次のような仕事をするようになります。
- 1 公判に立ち会う 裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判といいます。）に立ち会い、判決まで関与することになります。公判では、主に、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から証人等に質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。
  - 2 評議、判決を行う 証拠を全て調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを、裁判官と一緒に論議し（評議）、決定（評決）します。議論をつくしても、全員の意見が一致しない場合、評決は、多数決により行われます。有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。
  - 3 判決宣告に立ち会う 評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣言し、裁判員としての仕事は終了します。判決書に裁判員の氏名を記載するかどうかは今後検討することになりますが、判決書に記載されることになって、氏名を公表することはありませんのでご安心ください。
- 【お知らせ】裁判員制度に関する出前説明会を随時受け付けております。
- 職場や学校、地域の集まりの場にも出向きますので、お気軽にお申し込みください。
- 長崎地方裁判所厳原支部 0920(52)0067

## 税のひとくちメモ【第9回】

## 国民健康保険税



**Q** 社会保険に加入しているのに国民健康保険の納税通知がきたのはなぜですか？

**A** 国民健康保険は世帯単位で納税通知書が送付されます。そのため世帯主が社会保険に加入していたとしても、世帯のどなたかが国民健康保険に加入した場合、世帯の代表者である世帯主に対して納税通知書が送付されます。

また、世帯員全員が社会保険などに加入している場合は、国民健康保険の離脱の届出をしていない場合があります。納税通知書に加入者の状況を記載していますのでご確認ください。

【問い合わせ】税務課 0920(53)6111(内線)211~222

### 陸上自衛隊 対馬駐屯地 創立28周年記念行事

当日は駐屯地を開放します。ご家族、ご近所お誘いのうえ、お越し下さい。

#### 日 時

音楽演奏会 10月4日(土)  
午後7時~午後9時まで

記念行事 10月5日(日)  
午前9時30分~午後3時

#### 場 所

音楽演奏会 対馬市交流センター  
2階イベントホール

記念行事 対馬駐屯地・対馬訓練場及び  
NTT西日本厳原ビル前

#### 実施内容

##### 1.音楽演奏会

元寇太鼓・音楽演奏

##### 2.記念行事

対馬駐屯地訓練場

(午前9時30分~午前10時50分)

対馬駐屯地創立28周年記念式典、音楽演奏、訓練展示、戦闘車両体験試乗(午後12時~午後3時)

NTT西日本厳原ビル前

(午前11時30分~午前11時50分)

市中パレード、厳原郵便局前~八幡宮神社迄の間、第4音楽隊を先頭に陸・海・空自衛隊員の行進、戦闘車両、ヘリコプターの順で実施します。

##### 3.駐屯地(午後12時~午後3時)

祝賀会食、装備品展示

#### 問い合わせ

陸上自衛隊対馬駐屯地広報班

0920(52)0791(内線)213,216)

### 救命講習会開催についてのお知らせ

対馬市消防署では、AEDの普及に伴い、救命処置を身につけたい一般市民向けに救命講習会を実施します。

**実施日程** 毎月第2土曜日 午後1時30分~

**実施場所** 対馬市消防署(厳原町棧原)

受講者が少数の場合はお近くの消防出張所でも受講できます。

#### 講習内容

奇数月に3時間の講習(人工呼吸・心臓マッサージ・AEDの使い方。修了証が交付される「普通救命講習」でテキスト代125円が必要です)

偶数月には2時間程度で簡単な人工呼吸・心臓マッサージ・AEDの使い方等を習得できる「救急法」を実施します。

**募集者数** 先着順30名まで

業務の都合等で日程を変更することもありますので、事前に電話で受講可能の有無を問い合わせてください。

講習当日緊急出勤等により、講習を中断することもありますので、あらかじめご了承下さい。

**問い合わせ先** 対馬市消防署 警防課 救急班

0920-52-0119

事業所等については、従前の通り、指導要請があれば講習を実施します。

9月30日は「交通事故ゼロを目指す日」です。